

○松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱

令和3年12月16日
教育委員会告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模な市立小・中学校において、児童生徒の適性を生かした教育を推進するとともに心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培うため、松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱(平成12年教育委員会告示第30号。以下「通学区域外就学要綱」という。)に規定する通学区域外就学のうち、当該小・中学校の通学区域外の就学予定者及び児童生徒(以下「児童生徒等」という。)が就学することを認める制度(以下「小規模特認校制度」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度により就学することができる小・中学校(以下「小規模特認校」という。)は、松本市立安曇小学校及び松本市立安曇中学校とする。

(対象者及び学年)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる者は、当該小規模特認校の通学区域外に居住し、教育委員会が当該小規模特認校での就学を適当と認める児童生徒等とするものとする。

2 小規模特認校への就学は、全学年の児童生徒等を対象とするものとする。

(就学の条件)

第4条 小規模特認校へ就学することができる児童生徒等は、当該児童生徒等及びその保護者が、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 原則として第7条の就学の申請の際現に児童生徒等及びその保護者が市内に住所を有し、又は申請後、就学までに市内に転入する見込みがあること。

(2) 保護者が、小規模特認校の教育活動、PTA活動等を十分理解し、協力する意思があること。

(3) 児童生徒等が、小規模特認校へ就学した日の属する年度の3月31日までの間、当該小規模特認校に在学する意思があること。

(受入人数)

第5条 小規模特認校における児童生徒等の受入人数は、当該小規模特認校に在学する児童生徒数を勘案し、教育委員会が当該小規模特認校の学校長と協議の上、決定するものとする。

る。

(就学日等)

第6条 小規模特認校に就学する日は、毎年4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。

2 小規模特認校に就学する児童生徒又はその保護者の事情により、当該小規模特認校への就学が困難となった場合は、教育委員会は、当該小規模特認校の学校長と協議の上、当該児童生徒の住所地を通学区域とする小学校又は中学校に転学させることができるものとする。

(就学の申請)

第7条 小規模特認校への就学を希望する児童生徒等の保護者（以下「申請者」という。）は、通学区域外就学要綱第3条に規定する指定校変更申請書又は区域外就学申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(就学の許可等)

第8条 教育委員会は、前条の規定により就学の申請があったときは、当該申請に係る小規模特認校の学校長と協議し、その結果を申請者に通知するものとする。

(就学の許可の取消し)

第9条 教育委員会は、小規模特認校への就学を許可した後、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、就学の許可を取り消すことができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年12月16日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

承認番号	
------	--

指 定 校 変 更 申 請 書									
住 所			連 絡 先						
保 護 者 氏 名							職 業		
フリガナ 児童・生徒氏名									
生 年 月 日	年 月 日	続柄		年 月 日	続柄				
指 定 校 名	松本市立	学校	第	学年	松本市立	学校	第	学年	
指定変更希望学校名	松本市立	学校	第	学年	松本市立	学校	第	学年	
変更を必要とする理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区域内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 7 小規模特認校への就学を希望するため。 8 その他(理由を簡単に記入) ----- -----									
変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで									
変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで									
決 裁	学校教育課			学校支援室		教育監	承認・不承認年月日		
	係	係長	課長	主任指導 主 事	室長		承認・不承認 年 月 日		
下記により指定校の変更を承認(不承認)してよろしいでしょうか。									
理 由 1 上記申請理由のとおり					承認期限		年 月 日まで		
2									

誓約書

年 月 日

(あて先)

松本市教育委員会

(保護者)

住所 _____

氏名 _____

下記学齢児童・生徒の指定校変更が承認された後に、次の各項の一に該当することとなった場合は、直ちに教育委員会の指定する学校に転学します。

また、在住地における地域行事には、積極的に参加します。

なお、登下校については、保護者の責任において十分注意をします。

記

- 1 申請事由が虚偽であった場合
- 2 申請事由が消滅した場合
- 3 教育行政上の措置から通学区の変更がなされた場合

(学齢児童・生徒)

学 年 第 _____ 学年

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

学 年 第 _____ 学年

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

様式第2号(第3条関係)

区域外就学申請書

受理番号

保護者氏名		連絡先						-	
住民登録住所									
居住地									
フリガナ 児童・生徒氏名		※ 男女				※ 男女			
※クラス編成等に必要ですので戸籍上の性別を記入してください。									
生年月日		年月日		続柄		年月日		続柄	
就学希望校及び学年		松本市立 学校 第 学年			松本市立 学校 第 学年				
<p>就学を希望する理由(番号に○をつけてください。)</p> <p>1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。</p> <p>2 指定校に特別支援学級がないため。</p> <p>3 身体虚弱又は通院加療のため。</p> <p>4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。</p> <p>5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区域内のため。</p> <p>6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。</p> <p>7 その他(理由を簡単に記入)-----</p> <p>-----</p>									
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで									
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで									
決	学校教育課			学校支援室		教育監	承認・不承認年月日		
	係	係長	課長	主任指導 主 事	室長				
裁							承認・不承認 年 月 日		
下記により区域外就学を承認(不承認)してよろしいでしょうか。									
理由 1 上記申請理由のとおり						承認期限		年 月 日まで	
2									
学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議結果 同意・不同意 年 月 日									

誓約書

年 月 日

(あて先)

松本市教育委員会

(保護者)

住所 _____

氏名 _____

下記学齢児童・生徒の指定校変更が承認された後に、次の各項の一に該当することとなった場合は、直ちに教育委員会の指定する学校に転学します。

また、在住地における地域行事には、積極的に参加します。

なお、登下校については、保護者の責任において十分注意をします。

記

- 1 申請事由が虚偽であった場合
- 2 申請事由が消滅した場合
- 3 教育行政上の措置から通学区の変更がなされた場合

(学齢児童・生徒)

学 年 第 _____ 学年

氏 名 _____

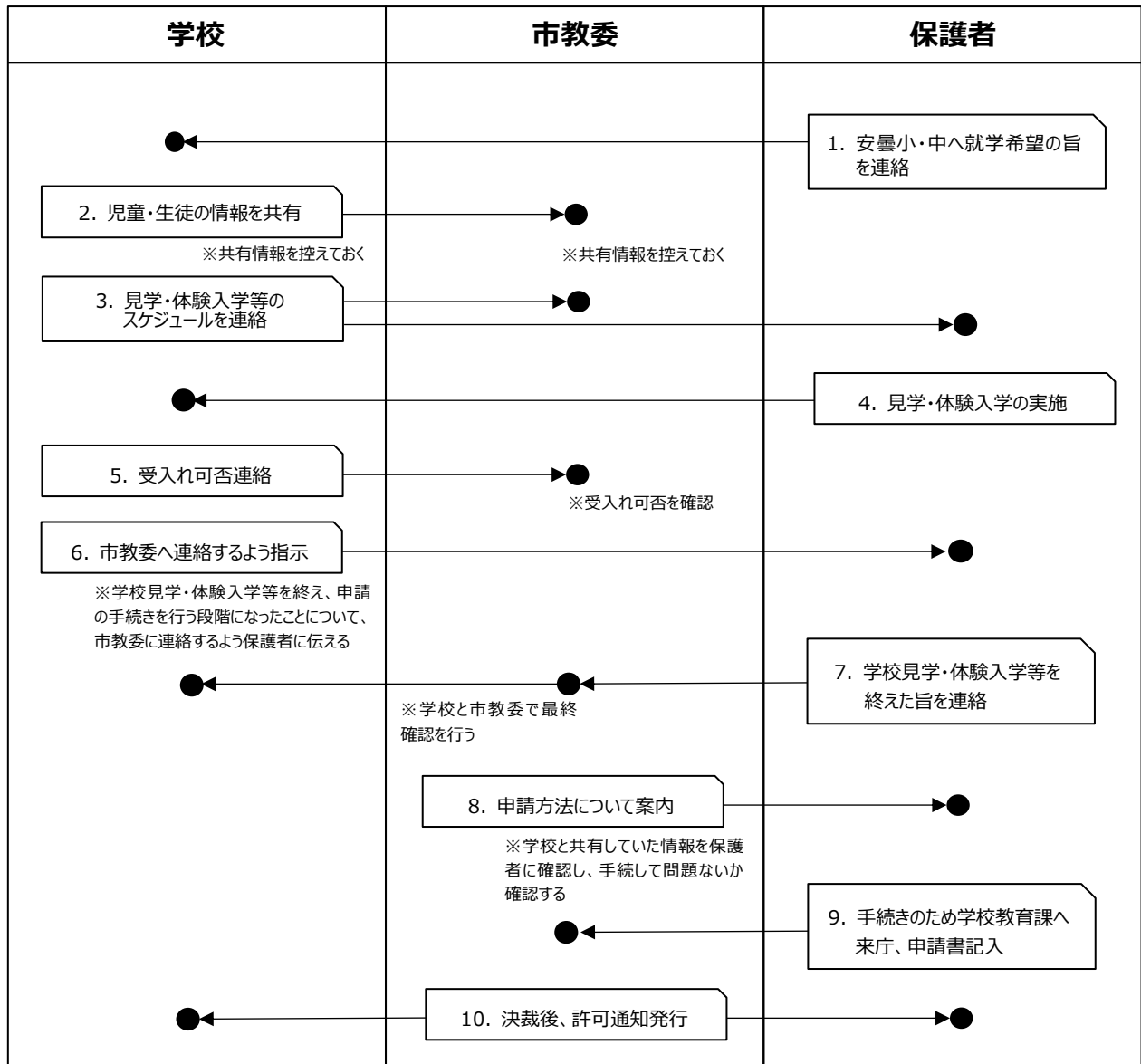
生年月日 _____ 年 月 日

学 年 第 _____ 学年

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

【 小規模特認校制度 】 承認までの流れ



1. 保護者から安曇小中学校へ、就学したい旨を連絡する
(保護者が学校よりも先に市教委に連絡してきた場合は、学校へ連絡いただくよう促す)
2. 学校から市教委へ、就学希望児童・生徒の名前や生年月日等の情報を連絡する
(お互いが共有した情報について控えておく)
3. 学校見学・体験入学について日程調整し、学校から市教委と保護者へ連絡する
4. 保護者と児童・生徒が学校見学・体験入学を行う
5. 児童・生徒の様子から学校が受入れの可否を決定し、市教委へ連絡する
6. 学校から保護者へ、学校見学・体験入学を終え、申請の手続きを行う段階になったことについて市教委に連絡をするよう伝える
7. 保護者から市教委へ、学校見学・体験入学を終え、申請手続きを行いたい旨を連絡する(学校と共有していた見学等の実施状況について保護者にも改めて確認し、学校から聞いていた情報とズレがあった場合も含め、市教委と学校同士で再度確認する)
8. 市教委から保護者へ、指定校変更の申請手続きについて案内する
9. 保護者が市教委にて指定校変更の申請を行う
10. 決裁後、学校と保護者へ許可通知を発行する